

平成30年度経営計画の評価

茨城県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成30年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価に当たりましては、横山哲郎公認会計士（委員長）、鎌田彰仁茨城大学名誉教授、水口二良弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

平成30年度の県内景気情勢については、日本銀行水戸事務所の茨城県金融経済概況によると「緩やかに回復している」と総括判断しており、この判断は、平成29年10月から平成31年3月まで18か月連続で据え置かれています。

このように県内景気が総じて緩やかな回復のテンポにあった一方で、県内中小企業を取り巻く経営環境は、原材料費の上昇や人手不足に加え、経営者の高齢化に伴う事業承継などの経営課題も顕在化し、楽観できない状況が続きました。

2. 事業概況

平成30年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおりです。（ ）の数値は対前年比

| 項目 | 金額 | 計画値 | 対計画比 |
|--------|-----------------|----------|------|
| 保証承諾 | 1,849 億円 (102%) | 1,800 億円 | 103% |
| 保証債務残高 | 4,473 億円 (93%) | 4,300 億円 | 104% |
| 代位弁済 | 87 億円 (96%) | 80 億円 | 109% |
| 実際回収 | 21 億円 (78%) | 25 億円 | 85% |

3. 決算概況

平成30年度の決算概況（収支計算書）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

| | |
|--------------|--------|
| 経常収入 | 6,358 |
| 経常支出 | 4,789 |
| 経常収支差額 | 1,569 |
| 経常外収入 | 11,026 |
| 経常外支出 | 11,791 |
| 経常外収支差額 | -765 |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 804 |

4. 重点課題への取り組み

平成30年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

（1）保証部門

1）政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

①災害関係保証や借換保証などの制度保証の推進

東日本大震災関係の保証については、743件（前年度比109.6%）、119億5百万円（同118.0%）と前年度を上回りましたが、制度創設以来8年が経過し、保証の利用が落ち着いていることから、全保証承諾に占める構成比は件数で3.5%（前年度3.2%）、金額で6.4%（同5.5%）にとどまりました。借換保証については、4,157件（前年度比97.5%）、450億76百万円（同104.4%）と前年度並みとなりました。

②創業関係保証や小口零細企業保証の推進

資金力の乏しい創業者や小規模事業者の資金繰りを積極的に支援した結果、創業者向けの創業関係保証については、280件（前年度比139.3%）、16億24百万円（同151.0%）、小規模事業者向けの小口零細企業保証については、1,439件（前年度比143.6%）、50億40百万円

(同 161.1%) と前年度を大幅に上回りました。

③地方公共団体制度融資（県融資制度・市町村金融）の推進

地方公共団体制度融資については、低金利で保証料補助等のある有利な融資制度として積極的に推進した結果、茨城県融資制度全体では 7,068 件（前年度比 102.6%）、535 億 13 百万円（同 107.5%）と前年度を上回る利用となりました。

一方、市町村金融（自治・振興金融）については、4,000 件（前年度比 87.6%）、240 億 51 百万円（同 89.1%）と前年度を下回りましたが、全保証承諾に対する県融資制度及び市町村金融の構成比（金額）は、42.0%（前年度 42.3%）を占め、前年度と同様に底堅い利用がありました。

保証料負担の軽減を図るため、県事業活性化資金融資や県短期運転資金融資、県小規模企業支援融資について 10%の保証料割引を実施したほか、創業関係保証については 0.3%、特定社債保証については 0.1%の保証料引下げを実施しました。併せて、保証料の割引・引下げを実施した県融資制度等の利用促進に向けて、「地方創生応援キャンペーン」（後援：茨城県、期間：平成 30 年 4 月～9 月）を行いました。

2) 中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

①保証審査時の現地調査、企業面談による実情把握

現地調査や企業面談を 1,545 企業（前年度 1,580 企業）に対して積極的に実施し、677 企業に対して SWOT 分析（企業の強み・弱み・機会・脅威の要因分析）を取り入れた「現地調査・事業性評価シート」を作成し、事業の持続性や成長可能性の把握に努めました。

②県や市町村等との連携

茨城県産業戦略部産業政策課との意見交換会を 3 回実施し、県融資制度の改正について県と協議を重ねたことで、創業支援融資の改正（保証期間の延長など）や女性・若者・障害者創業支援融資の改正（0.45%を上限として県が保証料全額補助、保証期間の延長など）、短期運転資金融資の拡充（融資限度額を 1,000 万円から 2,000 万円に増額）につながりました。

また、茨城県農林水産部農業経営課との意見交換会を 6 回実施し、全国に先駆けて、茨城県農業ビジネス保証制度（商工業と農業を兼業している中小企業者への事業資金に対する県融資制度）の創設を実現しました。

さらに、茨城県ホームページ掲載の「中小企業支援施策活用ガイドブック」を 3,000 部製本し、金融機関、商工団体等に提供することで、中小企業者が必要な施策を利用できるよう促しました。

市町村との関係では、市町村金融制度研究会を開催（年 1 回）し、市町村商工担当者に対して、予算措置や制度見直し等の説明・意見交換を実施しました。

3) 金融機関との連携強化

①金融機関本部・営業店との情報交換会

中小企業者の経営改善や生産性向上に資する取り組みを一体となって後押しできる連携体制を強化するため、金融機関本部・営業店との階層別情報交換会・意見交換会を計 85 回（金融機関本部 6 回、金融機関営業店 79 回）開催し、信用補完制度の見直しの実施に伴う改正等について周知することで、中小企業支援についての共通認識を深めました。

②協調融資の推進

金融機関と連携・協調して必要な資金を供給する協調融資制度として「パートナーシップ保証制度」（平成 29 年 4 月に創設）を推進し、501 件（前年度比 83.2%）、98 億 32 百万円（同 88.2%、全保証承諾に占める構成比 5.3%）の実績となりました。

③経営者保証を不要とする融資の取り扱い

経営者保証を不要とする融資（法人代表者を保証人としらない信用保証）については、94 件、48 億 11 百万円となりました。

（保証部門の評価）

金融機関の低金利融資による競争が激化し、協会保証料の割高感が増す環境の中で、全国的にも保証承諾が低迷しましたが、県融資制度等の利用促進に向けた「地方創生応援キャンペーン」や金融機関との連携強化に積極的に取り組んだ結果、保証承諾は前年度比 101.7%と 3 期振りに前年度実績を上回りました。特に、創業関係保証や小口零細企業保証など、創業者や小規模事業者向けの保証制度で活発な利用が見られました。

今後も金融機関との連携を一層強化しながら、中小企業の資金需要に迅速かつ柔軟に対応するとともに、地方公共団体や金融機関等との意見交換や協議を行い、中小企業が求める保証制度の創設・見直しを進めることで、保証利用の利便性向上を図ります。

(2) 期中管理・経営支援部門

1) 中小企業支援機関との連携強化

①事業承継に課題を抱える先に対する重点管理、事業承継に対応した保証制度の創設、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」の開催

当協会を利用している先で後継者未定の中小企業を訪問し、「事業承継診断票（事業承継ガイドラインの制定フォームを使用）」に基づいたヒアリングを67企業に対して実施しながら、事業承継に向けた準備の必要性を伝え、茨城県事業引継ぎ支援センター等の支援機関の案内を行いました。また、事業承継に対応した保証制度として、「事業承継サポート保証制度」、「特定経営承継関連保証制度」などを創設しました。

中小企業支援機関が一堂に会して意見交換等を行う場として、当協会が事務局となり、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」を2回開催しました。第1回会議では、茨城県産業戦略部技術革新課から「茨城県の創業に関する支援について」講演をいただき、茨城県としての創業支援施策について情報共有を行いました。第2回会議では、中小企業基盤整備機構中小企業再生支援全国本部から「中小企業再生支援協議会を取り巻く最近の状況について」講演をいただき、活発な意見交換を行いました。

■30年度 第1回会議（6/22実施：出席者26機関45名）

■30年度 第2回会議（12/12実施：出席者27機関46名）

②「茨城県産業会館産業支援団体連絡会議」の開催

茨城県産業会館産業支援団体連絡会議（茨城県、商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業振興公社、中小企業団体中央会、当協会）で構成する連絡会議を年4回開催し、茨城県の中小企業支援施策や各中小企業支援機関の方針・事業実施項目等について情報共有を図り、各機関相互の後援や各機関が主催するイベント等を機関誌で紹介する等広報活動における連携を実施しました。

③ビジネスフェア等の共催

金融機関と5つのビジネスフェアを共催・後援し、当協会もブースを出展することによりPR活動を行うとともに、東京信用保証協会が主催するビジネスフェアに3企業の出展を推薦し、ビジネスチャンスの拡大を支援しました。

2) 創業支援の充実

①創業支援態勢の充実

経営支援部経営支援課創業支援グループを経営支援部創業支援課に改組し、外部専門家派遣等も活用しながら、創業予定者へのアドバイ

スから創業後のフォローアップまで一貫した支援を行った結果、創業相談を46件、創業後のフォローアップを98企業に実施するとともに、創業関係保証280件（前年度比139.3%）、16億24百万円（同151.0%）と保証の利用が拡大しました。

②県や市町村、地域金融機関等との連携と国の「経営支援強化促進補助事業」の活用

県や各市町村が実施する創業支援ネットワーク会議への出席（県及び11市町村、計17回）と併せ、創業セミナーへの講師派遣や創業相談会に参加（19市町村、計31回）するなど、関係機関と連携した創業支援に努めました。

当協会主催で、将来的に創業する可能性のある専門学校生を対象とした創業セミナーを開催することで創業機運の醸成を図りました。また、女性向けの創業セミナーを企画・開催し、セミナー参加者37名の創業を後押ししました。

既に起業している創業者については、国の「経営支援強化促進補助事業」を活用し、外部専門家派遣を13企業に対し実施しました。

3) 経営改善支援・再生支援の取り組み強化

①経営相談グループによる条件変更先等への経営支援

条件変更実施先の経営改善や資金繰りの安定を図るため、経営支援部経営支援課経営相談グループにおいて、「経営支援強化促進補助事業」を活用して企業訪問を行い、踏み込んだ経営支援を引き続き実施しました。

■企業訪問面談 505企業 延べ724回訪問面談

■外部専門家派遣 53企業 延べ232回派遣

うち茨城県中小企業振興公社との連携による外部専門家派遣 27企業

②業績の早期把握によるきめ細やかな経営支援

約定返済の1~2ヶ月程度の延滞先を毎月リストアップし、金融機関から現況報告を受けることにより、企業の資金繰り悪化を早期に把握するとともに、事故の未然防止のため、条件変更等で早期の資金繰り正常化を図りました。その中でも、延滞を繰り返している先については、特にフォローアップを強化することにより、54企業（前年度107企業）について正常化が図られました。

また、本支店調整課期中支援グループによる経営支援として、保証・条件変更による資金繰り支援に加え、専門家による経営改善支援等を103企業（前年度89企業）に対して実施しました。

③「経営改善計画策定支援事業」の利用推進と費用一部補助、経営サポート会議による側面支援と経営改善サポート保証の積極的活用

中小企業者の経営改善計画策定を後押しするため、国の「経営改善計画策定支援事業」(※1)を活用するとともに、経営サポート会議を経て合意した計画に対しては、当該支援事業の自己負担の一部費用を当協会が補助(自己負担の1/2で50万円を限度)することで22企業(前年度24企業)の負担を軽減しました。

経営サポート会議は、当協会が事務局となり、中小企業者や取引金融機関等の関係者が一堂に会して関係者間の意見調整を行い、早期の経営改善を促す場として活用されており、平成30年度は計35回(前年度39回)開催しました。一方で、経営改善が必要な企業の資金需要に対しては、経営改善サポート保証(※2)を活用しましたが、当制度の保証承諾は14件(前年度比77.8%)、1億96百万円(前年度比58.1%)にとどまりました。

(※1)「経営改善計画策定支援事業」:認定支援機関を活用し経営改善計画を策定した中小企業に対し、国が計画策定費用の一部を補助。

(※2)経営改善サポート保証:産業競争力強化法に規定する認定支援機関等の指導や助言を受けて作成した事業再生計画や、経営サポート会議を経て合意した事業再生の計画に従って事業再生を行う中小企業の資金調達を支援する保証制度。

④各種スキームを活用した再生支援

債権放棄や不等価譲渡等を伴う抜本的な事業再生支援への取り組みについては、再生支援機関(茨城県中小企業再生支援協議会等)の各種再生スキームに基づき策定された再生計画に対して、計画の実効性確保に向けた提言を行い、同意後も計画実現に向けてモニタリングなどの関与に努めました。

■求償権放棄実績(第二会社方式):1企業1億81百万円(債権カット額)

⑤経営金融相談窓口の充実

中小企業者から当協会に対して相談が寄せられた場合に、各課に配属された経営金融相談員により相談対応していたが、必要に応じて、金融機関を紹介する取り組みとして「経営金融相談窓口」を設置しました。

(期中管理・経営支援部門の評価)

創業支援については、経営支援部経営支援課「創業支援グループ」を経営支援部「創業支援課」に改組し、創業支援に対する機能強化を図り、事業承継に課題を抱える先に対しては、事業承継の促進に向けた保証制度の創設や後継者未定先への訪問などの重点管理を行いました。

た。

また、条件変更実施先の経営改善を図るため、「経営支援強化促進補助事業」を活用し積極的に外部専門家を派遣したほか、企業の資金繰り悪化を早期に把握し、条件変更や借換などにより正常化を図るなど、きめ細やかな経営支援に努めました。

信用保証協会法の改正が施行（平成 30 年 4 月 1 日）され、信用保証協会の業務に経営支援が明記されたことから、各関係機関との連携強化により、中小企業の経営改善支援や再生支援の実効性を更に高めていくこととします。

（3）回収部門

1）効率的かつ迅速な回収行動

①事前求償権の行使など有効な法的措置の実行

代位弁済が不可避となった先に対する初動対応として、事前求償権の行使（代位弁済前に保証協会の求償権に対する保全措置として仮差押の申立て等を実施）など有効な法的措置を行いました。

■法的措置の実行 504 件（前年度 512 件）

うち事前求償権の行使 5 件（前年度 5 件）

②管理事務停止処理の促進

管理事務停止処理を促進することにより、回収可能債権に迅速に対応できるよう管理事務の効率化を進めました。

■管理事務停止処理 2,808 件（29 年度 4,293 件、28 年度 3,655 件、27 年度 1,695 件）

うちサービサー 1,795 件（29 年度 3,366 件、28 年度 2,836 件、27 年度 1,221 件）

2）早期解決に向けた適切な対応

①求償権消滅保証の活用による事業再生

事業継続中で、十分に再生の見通しがある求償債務者に対しては、再建計画に基づき求償権を消滅させることで、今後の金融機関からの資金調達を容易にする求償権消滅保証を 1 企業に対して 11 百万円（前年度 2 件 2 億 27 百万円）実施しました。

②一部弁済による保証債務免除や経営者保証ガイドラインへの適切な対応

多額の保証債務を抱え、将来的な解決が見込めない連帯保証人に対しては、回収の最大化と早期解決を図るため、一部弁済による保証債務の免除を実施しました。

また、連帯保証人からの経営者保証ガイドラインに沿った債務整理の申し出について、生活再建に考慮した適切な対応に努めました。

■一部弁済による保証債務免除実績 92件（前年度21件）

■経営者保証ガイドラインによる保証債務免除 22件（前年度2件）

（回収部門の評価）

不動産担保に過度に依存しない保証や第三者保証人の非徴求化に伴い、無担保求償権が漸増しており、回収部門を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。そのため、求償権情報の早期把握と有効な法的措置の実行、個別案件のヒアリングと進捗管理の徹底など、債務者、連帯保証人等の実情に応じた回収対応が不可欠となります。

また、事業継続中の債務者については、業況把握のうえ求償権消滅保証の取り組みを促進し、高齢者等の少額返済者で完済が見込めない先には、一部弁済による保証債務の免除を検討するほか、回収が困難視される債権については、管理事務停止を行いながら回収業務の効率化を進めていくこととします。

（4）その他間接部門

1）経営基盤の強化

①安定した協会経営の実現

安定した協会経営の実現のため、策定した業務計画に対して毎月の進捗状況を管理し、定期的に情報を共有しました。

また、安全性を重視した債券購入による効率的な資金運用に努めるとともに、毎月予算実績対比表を作成して予算管理を徹底しました。加えて、収益に対する意識を高めるために、キャッシュフローについても分析を行い、内部会議において情報を共有しました。その結果、平成30年度の決算では、3億61百万円の運用収入（預け金利息＋有価証券利息配当金）を確保し、8億4百万円の当期収支差額を計上しました。この当期収支差額8億4百万円のうち4億1百万円を収支差額変動準備金、4億3百万円を基本財産に繰り入れることが出来ました。

②協会経営を支える「人財」の充実

協会を取り巻く環境が大きく変化していく中で、協会の使命を遂行する高い行動力と社会変化に対応できる変革能力のある人材を確保するため、新規採用者においては明確な採用基準を策定し、当該基準に沿って計画的に人員確保を行いました（2019年度新規採用者5名）。また、中長期的な視野に立った階層別内外研修とOJTを実施し、協会経営を支える「人財」の育成・充実に努めました。

（経営基盤の強化の評価）

中小企業者の発展を支える信用補完制度を担っていくという社会的使命を果たし、健全で信頼性の高い組織体制を構築出来るように、引き続き安定した協会経営の実現に努めていきます。

また、保証協会の使命を遂行する高い行動力と社会変化に対応できる変革能力のある人材を育成するため、研修の継続・強化に引き続き努めていくこととします。

2) 経営管理態勢の強化

①コンプライアンス態勢の強化

職員の法令等遵守への意識を高め、コンプライアンス・マニュアルの周知徹底を図るため、定期的に課別研修を実施するとともに、外部講師（株式会社インソース森田伸一氏）を迎え、「リスクマネジメント」について全職員を対象とした内部集合研修を実施しました。

また、反社会的勢力排除に向けた取り組みの強化として、「反社会的勢力等への対応マニュアル」を活用して情報管理基準や組織体制、そして具体的な対応について、職員への周知を行いました。

個人情報保護の徹底を図るため、文書責任者（個人データ点検担当者）による個人データに関する帳票類の点検及び指導検査室による監査を実施（各2回）しました。また、書類の保管・整理やファックス誤送信の防止等について定期的な周知を行い、情報漏洩防止に努めました。

適正な業務運営及び会計処理に努めるため、常勤監事による業務執行状況の確認監査、月例出納検査、随時監査並びに指導検査室による内部監査（全部署）を実施しました。さらに、コンプライアンス委員会により、コンプライアンス態勢のチェックを行い、適正な対応が図られていることを確認しました。

②危機管理態勢の充実

信用保証協会は中小企業者の金融円滑化の責務を担っていることから、被災時における地域経済活動への影響を最小限にし、地域経済を

守り復興させる役割を果たすため、役職員全員に「事業継続計画」の要約版を配付し周知徹底を図りました。

緊急事態が発生した場合の混乱や損失を最小限にするために、保証協会システムセンター本社が被災した想定において、システムのバックアップ機能を担う保証協会システムセンター九州支社への通信切り替えを行い、九州支社とのシステムが正常に機能するかどうかの訓練を実施しました。

また、緊急時における役職員の安否確認のため、外部機関の安否確認システムを利用し、役職員全員による安否確認訓練及び出社可否確認訓練を各1回実施しました。

「事業継続計画」の実効性を確保するために、人事異動などに合わせ、「事業継続計画」の組織図・連絡網や緊急時の帰宅方法などの見直しを行いました。

(経営管理態勢の強化の評価)

コンプライアンス態勢については、信用保証協会の公共的使命と社会的責任の重要性が高まる中で、信用補完制度の見直しや新たな中小企業金融施策等への対応を図るため、研修の継続・強化と内部事務管理体制の機能充実に引き続き努めていきます。

また、反社会的勢力による不当な介入の隙を与えないために、より一層の組織体制の強化、及び関係機関との連携強化に努めていくこととします。

危機管理については、保証協会システムセンター本社が被災した想定で、同センター九州支社への通信切り替えを行い、そのシステムが正常に作動するかどうかの訓練や、安否確認システムを利用した訓練の実施など、緊急時に備えた体制の整備に努めていますが、より実効性を高めるため、引き続き「事業継続計画」の更なる浸透を図るとともに、定期的な訓練や見直しを行っていくこととします。

3) 広報活動

①信用保証制度の認知度向上と社会貢献

「いばらきクリエイターズハウス」(茨城県のコンテンツ産業創造プロジェクト拠点施設)との連携により、イメージキャラクターを活用した新たなPRポスターや各種保証制度のチラシを作成し、広報活動を行いました。また、イメージキャラクターを活用し、中小企業者向けガイドブック「知って得する信用保証」をリニューアルしました。

日本経済新聞・朝日新聞・茨城新聞の各紙に2ヶ月に1回保証協会ニュースとして各種保証制度や講演会の案内記事を掲載することで、当協会のPRや保証制度の普及に努めました。さらに、広報の効果をより高めるため、ラジオ広告(茨城放送にてスポットCM)について

は、放送回数を 569 回から 780 回と大幅に増やしました。

スポーツ振興を通じたPR活動を行うため、平成 27 年 4 月に締結した水戸ホーリーホック（水戸市に本拠地を構えるサッカー J2 チーム）とのスポンサー契約を継続したほか、「いきいき茨城ゆめ国体 2019」「いきいき茨城ゆめ大会 2019」のオフィシャルサポーターとして協賛するなど、地域活性化のためのイベントなどにも積極的に協力しました。

②中小企業者にとって有益な信用保証制度等の周知

当協会の取り組みや各種支援策を広く周知するため、月刊誌「保証だより」の発行を行い、掲載する情報を随時見直すことで、関係機関への有益な情報の提供に努めました。

また、保証協会利用企業などに対し、中小企業向けの広報誌「I.C.G Press」を 2 回（平成 30 年 8 月発行（約 3 万部）、平成 31 年 2 月発行（約 3 万部））発行し、信用保証制度や保証協会の経営支援事業等を紹介することで認知度の向上を図りました。

平成 30 年 11 月、小和田哲男氏（静岡大学名誉教授、公益財団法人日本城郭協会理事長）を講師に迎え、中小企業者など約 450 名の出席者を前に、「戦国武将に学ぶ経営戦略」を演題に講演会を実施しました。

平成 31 年 2 月から、スマートフォンのコミュニケーションアプリ「LINE」で公式アカウントを開設し、中小企業者、金融機関、商工団体などを対象に、保証制度や経営支援などの情報の配信を開始しました。

（広報活動の評価）

イメージキャラクターを積極的に活用しながら、新聞、ラジオ、広報誌、スマートフォンアプリ「LINE」などで各種広報活動を行いましたが、県内中小企業者数が減少していることから当協会の利用企業者数も減少傾向にあります。引き続き中小企業に有益な情報を発信することに努めながら、地域貢献活動にも協力することで知名度と利用度の向上を図り、地方創生に寄与していくこととします。

5. 外部評価委員の意見等

【保証部門】

- ・ 県や市町村、金融機関との連携を強化し、「地方創生応援キャンペーン」や保証料の割引・引下げなどを実施することで、保証承諾が3期振りに前年度実績を上回ったことは評価できます。
- ・ 県との協議を重ね、創業者向けの県融資制度や県短期運転資金を改正し、また、商工業と農業を兼業している中小企業者向けの新制度として茨城県農業ビジネス保証制度を創設することで、中小企業者の保証利用の利便性向上を実現しており、今後の保証利用の増加が期待できます。
- ・ 引き続き地方公共団体や金融機関等と連携しながら、中小企業者の実情に応じた金融の円滑化に資する取り組みに期待します。

【期中管理・経営支援部門】

- ・ 条件変更実施先や創業者などに対し、ニーズに応じた専門家を派遣することは、中小企業者の経営改善に寄与するものと考えられます。
- ・ 創業支援に係る専門部署の更なる支援態勢の充実を図るとともに、関係機関と連携した創業支援に努めた結果、創業関係の保証の実績が前年度を大幅に上回ったことは評価できます。
- ・ 信用保証協会法の改正に伴い、保証協会の業務に経営支援が追加されたことから、金融機関に加えて中小企業支援機関との連携をさらに強化し、きめ細やかな経営支援に努めていくことが必要です。
- ・ 茨城県産業会館内の中小企業支援機関との連絡会議が実施されており、情報共有と広報活動における連携が深まることを期待します。

【回収部門】

- ・ 回収環境が一段と厳しくなる中で、回収見込みのない求償権の管理事務停止などを進め、回収業務の効率化に努めていくことが重要です。
- ・ 債務者や連帯保証人等の実情に応じた行動で回収の最大化を図るとともに、事業再生や生活再建にも考慮した適切な対応に努めていくことが必要です。

【その他間接部門】

- ・ 中小企業者の発展を支える信用補完制度を担っていくという社会的使命を果たし、健全で信頼性の高い組織体制を構築出来るように、引き続き安定した協会経営の実現に努めていくことが必要です。また、保証協会の使命を遂行する高い行動力と社会変化に対応できる変革能力のある人材を育成するため、研修の継続・強化に努めることが大切です。
- ・ コンプライアンス態勢については、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強化し、役職員への周知徹底に努められたことは非常に重要であり、今後も継続的な研修等の実施により、役職員一人ひとりの意識を一層高めていくことを期待します。
- ・ 危機管理については、被災時に備えた保証協会システムセンター本社から九州支社への通信切り替え訓練や安否確認システム（緊急連絡網等）の活用などで「事業継続計画」の実効性を高めていますが、今後も災害発生時を想定した訓練を継続的に実施していくことが肝要です。
- ・ 広報活動については、広報の効果をより高めるため、新聞、ラジオ、広報誌、スマートフォンアプリ「LINE」など、各種広報活動に積極的に取り組んでおり評価できます。今後も、信用補完制度が国や県、市町村の中小企業金融施策における重要な役割を担っていることを広く社会が認知し、信用保証協会の存在がより浸透するよう、引き続き広報活動の充実に努められたい。
- ・ 今後とも、中小企業金融の中核を担う公的機関として、関係機関との連携を一層強化しながら地方創生に対する取り組みに積極的に貢献するとともに、新たな信用補完制度のもとで、これまでの金融支援に加え、創業支援、経営支援などに対する取り組みをさらに発展・充実させていくことを期待します。